

パブリックコメント

相模原市火災予防条例の改正(案) についてのご意見を募集します

令和7年2月に大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて、火災予防条例の改正を予定しています。つきましては、市民の皆様からのご意見を募集します。お寄せいただいたご意見については、後日、ホームページ等により、ご意見の内容とそれに対する考え方などを公表いたします。

募集期間

令和7年12月15日(月曜日)から令和8年1月21日(水曜日)<必着>まで

相模原市火災予防条例の改正(案)の閲覧及び配布

上記募集期間中に、予防課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館において、改正条例(案)の概要版の閲覧及び配布を行います。

なお、市のホームページからも閲覧することができます。

相模原市 パブリックコメント

検索



https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/shisei_sanka/pubcome/index.html

提出方法

条例に対するご意見と住所、氏名、電話番号を書面にご記入の上、令和8年1月21日(水曜日)<必着>までに、直接持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で予防課へご提出ください。なお、募集期間外に提出されたご意見は受け付けいたしませんのでご了承ください。

(注) 書面の様式は問いませんが、参考様式がありますのでご利用ください。

(注) 書面により提出が困難な方は、担当課までご相談ください。

提出先 相模原市消防局 予防課

◇直接持参の場合 〒252-0239

相模原市中央区中央2-2-15 消防指令センター4階

(土曜日、日曜日、祝日を除く、平日午前8時30分~午後5時15分に受付)

※12月27日から1月4日を除く

◇郵送の場合 〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15

◇ファクスの場合 042-786-2472

◇電子メールの場合 yobou@city.sagamihara.kanagawa.jp

お問い合わせ先

相模原市消防局 予防課 042-751-9117

相模原市火災予防条例の改正（案）に関する意見提出書

住 所	
氏 名	
電話番号	

*住所、氏名、電話番号などの個人情報は、意見募集に関わる業務以外の目的には、一切使用しません。なお、ご意見の提出者が不明である場合や意見が記載されていない場合は無効となりますので、ご注意願います。

改正（案）の該当箇所	意見の内容
(記入例) 第〇条の◇◇	(記入例) ◇◇の実現のために、△△△も必要と考える。

<募集期間> 令和7年12月15日（月曜日）～令和8年1月21日（水曜日）<必着>

<提出先> 相模原市消防局 予防課

◇直接持参の場合 〒252-0239
相模原市中央区中央2-2-15 消防指令センター 4階
(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く、
平日午前8時30分～午後5時15分に受付)

◇郵送の場合 〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15

◇ファクスの場合 042-786-2472

◇電子メールの場合 yobou@city.sagamihara.kanagawa.jp